

一般社団法人島根県猟友会定款

平成23年4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根県猟友会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を松江市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、狩猟知識の普及、及び狩猟道德の向上を通じて有益鳥獣の保護、鳥獣資源の確保、並びに狩猟の適正化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 適正狩猟の推進に関する事
- (2) 狩猟道德の向上に関する事
- (3) 有益鳥獣の保護繁殖と、生息環境の整備に関する事
- (4) 狩猟事故の防止と、射撃技術の向上に関する事
- (5) 狩猟知識の普及に関する事
- (6) 有害鳥獣の捕獲に関する事
- (7) 狩猟災害制度の運用に関する事
- (8) 会員相互の連絡協調に関する事
- (9) 狩猟行政に関する協力
- (10) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 社 員 本会の目的に賛同し、狩猟者登録をした狩猟者で構成する、島根県内の一定の地域を単位とする団体(以下「団体」という。)
 - (2) 正 会 員 本会の目的に賛同して、入会した個人
 - (3) 名誉会員 本会及び狩猟に関し、特に功労があった者、又は学識経験者で総会において推薦された者
2. 前項の会員のうち社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会等)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければな

らない。

(退 会)

第7条 会員は退会届を提出することで本会を退会することができる。

(除 名)

第8条 会員がこの定款に違反し、又は本会の名誉を毀損したときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 役 員 等

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上17名以内
 - (2) 監事 3名
2. 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名を副会長とする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任)

- 第11条 役員は総会の議決によって選任する。
2. 会長及び副会長は理事会の議決によって理事の中から選任する。
 3. 役員は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 理事は、理事会を構成し、次に掲げる職務の他、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- (1) 狩猟災害制度の普及運営に関する事
2. 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
3. 監事は次の職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (2) 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正な事実があると思料するときは、これを総会に報告しなければならない。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは総会を招集することができる。

(任期)

- 第13条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2. 補欠により就任した役員は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、第10条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の特遇)

- 第14条 本会の役員は無報酬とする。ただし、総会の決議により報酬を与えることができる。

(役員解任)

- 第15条 役員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(顧問、参与)

- 第16条 本会に顧問又は参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
 3. 顧問は重要な会務について会長に諮問に応じて意見を述べるものとする。
 4. 参与は本会の運営について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第4章 総 会

- 第17条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後2箇月以内に開き、臨時総会は理事会において必要と認めるとき、総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から請求があった時、又は第12条第3項第4号の規定により監事が必要と認められた時、これを開く。
2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
 3. 総会は社員をもって構成する。

(総会の招集)

- 第18条 総会は第12条第3項第4号の規定により監

- 事が招集する場合を除いては、会長が招集する。
2. 総会は開会の10日前までに、その会議の日時、場所及び目的たる事項を通知しなければならない。ただし、臨時緊急の場合は期間を1週間前までに短縮することができる。

(総会の議決権)

- 第19条 総会における議決権は社員のみがこれを有する。
2. 社員である団体は正会員が100人につき1個の議決権を有し、100人未満の端数があるときは50人以上をもって1個の議決権とする。ただし、正会員が50人未満の団体は1個の議決権を有する。
 3. 社員はあらかじめ通知された総会の目的たる事項に限り書面により議決に加わることができる。また、正会員を代理として出席させることができ、この場合代理人は代理権を証する書面を本会に提出するものとする。

(総会の議決事項)

- 第20条 総会は次の事項を審議し、議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 定款の変更
 - (3) 規約の制定、変更及び廃止
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 役員報酬等の額
 - (9) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数及び議決)

- 第21条 総会は議決権の総数の2分の1以上にあたる議決権を有する社員の出席がなければ、これを開くことができない。
2. 総会の議事は出席した社員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の変更、役員解任、会員の除名及び解散、その他法令で定められた事項については、出席した社員の有する議決権の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。
 3. 役員を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第2項前段の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第10条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(総会の議長)

- 第22条 総会の議長は総会において出席した社員のうちから選任する。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 理 事 会

第24条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は会長が必要と認めるとき、又は、理事から会議の目的及び理由を示して請求があったときに会長が招集する。

2. 理事会は、開会の5日前までにその会議の目的日時及び場所その他の事項を通知しなければならない。ただし緊急の場合には2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に付すべき事項
- (2) 重要会務の執行の方針に関する事項
- (3) その他法令で定めた事項及び会長が必要と認めた事項

(理事会の定足数及び議決)

第27条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

2. 理事会の議決は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 職 員

(職 員)

第30条 本会に事務局を設け局長その他の職員を置く。

2. 局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

第7章 資産及び会計

(資 産)

第31条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成

し理事会の定める方法に従って会長が管理する。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 会費及び賛助金
- (3) 交付金及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他雑収入

(会 費)

第32条 社員は会費に正会員の数を乗じて得た額を、毎年所定の期日までに納入しなければならない。

2. 既に納入した会費は返還しない。
3. 会費の額は総会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は本会の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 公告の方法

第35条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雑 則

(規 約)

第36条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は規約で定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この定款は、平成24年5月23日から施行する。

4. この定款は、平成30年5月30日から施行する。